

一般廃棄物処分業許可 (更新) 証

西 条 市 長 玉 井 敏 久



西条市廃棄物の処理及び環境美化に関する条例施行規則第 14 条第 1 項の規定により、次のとおり、一般廃棄物処分業を許可する。

許 可 業 者	住 所	西条市船屋乙 5 番地 7
	名 称	株式会社 クリーンダスト
	代表者	代表取締役 菊地 英二郎
許 可 期 間	令和 6 年 4 月 1 日から令和 8 年 3 月 31 日までの間	
許 可 に 係 る 事 業 の 範 囲	最終処分	処理品目: 汚泥 (石綿含有一般廃棄物を含む。)、燃え殻、紙くず、木くず、繊維くず、ゴムくず、金属くず、廃プラスチック類 (石綿含有一般廃棄物を含む。)、ガラスくず (石綿含有一般廃棄物を含む。)、コンクリートくず (石綿含有一般廃棄物を含む。)、コンクリートの破片その他これに類する不要物 (石綿含有一般廃棄物を含む。)、陶磁器くず (石綿含有一般廃棄物を含む。) 若しくは、ばいじん又はこれらの一般廃棄物を処分するために処理したもの (特別管理一般廃棄物であるものを除く。) 処理方法: 埋立処分
許 可 に 係 る 施 設	最終処分場	設置場所: 西条市船屋乙 2 番地 1 外 埋立面積: 26, 270 m ² 埋立容積: 345, 334 m ³
許 可 条 件	1. 処分作業 (以下「作業」と言う。) を行うにあたっては、常に関係法規を遵守するほか、市長の監督を受け、その指示に従わなければならない。 2. 作業中及び処分後に廃棄物が飛散し、または流出し、並びに悪臭がもれることのないように注意すること。 3. 作業により、近隣から苦情が寄せられたときは、誠意を持って対応し、早急に解決策を講ずるものとする。 4. 市が指示する帳簿類を月ごとに作成し、処理実績を翌月 10 日までに報告すること。	